

## 令和5年度から臨床研修を開始する研修医の定員について

### 1 趣旨

臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるにあたり、医師法第16条の3に基づき、地域医療対策協議会の意見を聴くもの。

#### 医師法第16条の3

- 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

### 2 本県の募集定員上限

118人（令和3年12月23日付厚生労働省事務連絡）

### 3 臨床研修病院ごとの定員

各基幹型臨床研修病院の希望定員等を踏まえ、以下のとおり定める。

| No. | 基幹型<br>臨床研修病院 | 令和5年度<br>募集定員 | 令和4年度<br>募集定員 | 令和3年度<br>研修開始者 |
|-----|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 1   | 宮大附属          | 50            | 50            | 33             |
| 2   | 県立宮崎          | 25            | 25            | 16             |
| 3   | 県立延岡          | 6             | 6             | 2              |
| 4   | 県立日南          | 10            | 10            | 6              |
| 5   | 古賀総合          | 3             | 3             | 3              |
| 6   | 宮崎生協          | 4             | 4             | 4              |
| 7   | 藤元総合          | 5             | 5             | 0              |
| 8   | 宮崎市郡          | 2             | 2             | -              |
|     | 合計            | 105           | 105           | 64             |